



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長兼CEO 遠山 誠司
(コード番号 8600 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
(TEL 087-812-0102)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第7期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 29 年 4 月 1 日施行の「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 62 号)(以下「改正銀行法」といいます。)により、銀行持株会社が営むことができる業務の範囲の見直しを実施されたことに伴いまして、改正銀行法に機動的に対応することを可能とするため、現行定款第 2 条に規定する事業目的の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (新設) (2) <u>その他前号</u> の業務に付帯関連する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 <u>(2) 前号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u> (3) <u>前各号</u> の業務に付帯関連する一切の業務

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (水)

以 上